各　位

平成 24 年５月 15 日

会社名　株式会社　アルメディオ
代表者　代表取締役社長　飯　沼　芳　夫
（コード番号　7859　東証第二部）
問合せ先　取締役企画部長　井　野　博　之
電話番号　０４２-３９７-１７８０（代表）

当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針
（経営再建計画への取組みと買収防衛策）の継続についてのお知らせ

当社は、平成 18 年５月 15 日開催の当社取締役会において、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みのひとつとして、「当社の企業価値及び株主共同の利益向上のための取組み」の導入を決議し、平成 18 年６月 27 日開催の株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、平成 19 年６月 25 日開催の定時株主総会において、当該取組みの名称を「当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）に変更する等の修正を行った上で、これを継続することについてご承認をいただいており、その後も、毎年の定時株主総会において、所要の修正を行った上で、その継続についてご承認をいただいておりました。

この度、当社は、本基本方針の有効期間が迫ってきたことから、本基本方針の継続の是非について再度検討したところ、昨今の厳しい経済情勢や当社を取り巻く事業環境等の諸要素に鑑みると、本基本方針には引き続きその必要性が認められるとの結論に至りました。

そのため、当社は、平成 24 年５月 15 日開催の当社取締役会において、引き続き下記のとおり本基本方針を継続することを決定し、併せて、同年６月 26 日に開催予定の定時株主総会にその継続についての賛否をお諮りすべく議案を提出することを決議致しましたので、お知らせ致します。

なお、本基本方針の継続にあたっては、必要に応じて、記載内容の一部修正・変更等を行っておりますが、本基本方針のスキームに変更はございません。

また、本日現在、当社が第三者から当社に対する買収行為または当社株式の大量買付行為を行う旨の提案等を受けている事実は、ございません。

記

I. 当社企業価値の源泉

当社及びその子会社（以下、単に「当社」といいます。）は、テストメディアの開発・製造・販売を行うテストメディア事業と、その応用事業である音楽ＣＤや映像用ＤＶＤのＯＥＭ製造を行うクリエイティブメディア事業を基幹事業としており、特に前者のテストメディア事業は、当社設立以来、30 年以上にわたり当社の発展を支えてきた当社の主幹事業であるといえます。

このテストメディア事業は、ＰＣ用ドライブ等のＰＣ関連機器、オーディオ用のＣＤ・ＭＤ・ＤＶ

Ｄプレーヤ等のＡＶ機器の調整や国際的な互換性を維持することを目的として、品質規格の規準となるディスク等を開発・製造し、供給する事業であり、特定の事業者に傾倒しない中立・公正な「規準」を提供することに存在価値があるものです。

そのため、テストメディア事業にとって、その中立性・公正性の確保は絶対的に要請される事項であり、当社は、これまで、その中立性・公正性に対する信頼感を高め、確保することで、当社のプレゼンスを確立し、テストメディア事業を基盤に、安定的に収益を上げ、当社の各種事業を発展・拡大させてまいりました。

したがいまして、当社の企業価値の源泉が、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感とそこから確立されたプレゼンスにあることは、疑いようがありません。

当社は、当社の企業価値の源泉がこれらにあることを肝に銘じ、今後とも、テストメディア事業を基盤に、その源泉を活かして、企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

Ⅱ．当社企業価値の確保・向上に向けた取組み

以上述べた通り、当社の企業価値の源泉は、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感と、そこから確立されたプレゼンスにあります。

当社は、この企業価値の源泉を枯らすことなく、当社事業を継続的に維持・発展させ、もって、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上すべく、各種の取組みを行ってまいります。

具体的には、創業以来の当社のスタンスである、他の企業グループ・メーカーからの独立性を維持し、特定のメディア規格にのみ偏向・傾注せず、すべてのメディア規格に対してテストメディアを公平に開発・製造し、供給することにより、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感をより一層厚くし、主幹事業であるテストメディア事業を基盤に、当社のプレゼンスを今後とも確固たるものにしてまいります。

また、[本日] 付けで公表いたしましたプレスリリース「[経営再建計画（ＡＬＭ２０１２）の実施について]」にもありますとおり、記録メディアの多様化及びネット配信の進展と光ディスク事業の成熟化が進んでいることに鑑み、テストメディア事業を含む当社のディスク事業の在り方を再検討し、需要の発掘による売上の拡大を志向するとともに、会社組織を最適化する等といった施策を講じることで、当社の事業基盤をより強固なものとしてまいります。

さらに、ISO14001 の取得に代表される「環境保全」をテーマとした社会貢献活動を継続するとともに、監査役３名全員を社外監査役[1]とし、独立役員[2]として届出を行うことや、ＩＲ活動の強化等により、引き続き、当社内部の経営の健全性の確保と透明性の向上に努めてまいります。

その上で、これらの取組みを通じて強固となる事業基盤を活かし、上記プレスリリースにもありますとおり、新規事業の立ち上げや阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司の売上の拡大等により当社の業容の拡大を志向し、株主の皆様をはじめとする利害関係者の方のご期待に応えることで、この方面からも当社に対する信頼感を確固たるものにし、当社のプレゼンスをより一層高めてまいる所存です。

Ⅲ．本基本方針について

[1] 会社法第２条第 16 号に規定されます。
[2] 株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 436 条の２に定める、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役又は社外監査役を意味します。

1. 基本的な考え方

今日の国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると、今後、会社の取締役会の同意を得ない経営権獲得（いわゆる非友好的企業買収）が増加することが予想され、当社においてもその可能性は否定できません。

もとより、当社はこのような企業買収であっても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するほか、お客様をはじめとする当社のステークホルダーの利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、先述の通り、当社の企業価値の源泉は、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感とそこから確立されたプレゼンスにありますところ、当社を買収しようとするものの中には、その目的・方針からして、企業価値を毀損する危険性のあるものが存在します。

例えば、買収者が、いわゆるグリーンメーラーであったり、焦土化・解体型買収・強圧的二段階買収等により、短期的な利益の獲得を意図している場合はもちろんのことですが、当社のテストメディア事業者としての性格上、当社を特定の各機器製造業者グループに所属させることを意図している場合や、当社をして特定の規格に対するテストメディアのみ開発・製造させ、供給させることを意図している場合などにおいても、それが実現されれば、これまで当社が築いてきた中立性・公正性が疑われ、当社に対する信頼感の喪失につながることから、当社の企業価値が大いに毀損されるであろうことは明らかです。

また、買収者がかような意図を有しているか否か不明である場合、すなわち、買収者が株主の皆様に対し買収提案に対する諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない場合には、株主の皆様に当該買収者による当社の経営支配権の取得が当社の企業価値を損なうのではないかとの疑念を抱かせることとなり、結果的に、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの適切な判断を妨げることになります。

そのため、かかる買収者についても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に必要な前提を欠く不適切な買収者と評価せざるを得ません。

現在、当社が具体的にこのような買収に直面している事実はありませんが、当社としては、当社の企業価値を毀損するような不適切な企業買収に対して、相当な範囲で適切な対応策を講ずることが、当社の企業価値、ひいては当社株主共同の利益を確保・向上するうえで必要不可欠であると判断し、この度、本年６月 26 日開催の第 32 期定時株主総会において、出席された株主の皆様の議決権の過半数の賛成をいただけることを条件として、本基本方針の継続を決定致しました。

なお、平成 24 年３月末日現在の当社の大株主の状況につきましては、【別紙５】をご参照ください。

本基本方針の継続は、当社特別委員会の委員にご就任いただいている独立役員である社外監査役全員からの賛同を得た上で、平成 24 年５月 15 日開催の当社取締役会において決定されたものでありますが、当該取締役会においては、独立役員である社外監査役３名が全員出席し、いずれの監査役も、具体的な運用が適正に行なわれることを条件として本基本方針に賛成する旨の意見を述べております。

また、当社は、本基本方針の継続について株主の皆様の意向を確認するために、平成 24 年６月 26 日開催の第 32 期定時株主総会において、本基本方針の継続の是非を諮るとともに、併せて、特別委員会の委員の方々の選任についても、株主の皆様のご承認を願うことと致しております。

当社は、同定時株主総会において本基本方針の継続または特別委員会の委員の方々の選任について株主の皆様の過半数のご承認を得られなかった場合には、同定時株主総会後に開催される取締役会において、本基本方針の廃止を決議するものと致します。

2. 目的

本基本方針は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社に対する買収行為または当社株式の大量買付行為（以下、総称して「買収行為」といいます。）を行おうとする者（以下「行為者」といいます。）に対して、行為者の有する議決権割合を低下させる手段を講じる旨の事前警告を発することにより、当社企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するような買収行為（以下「濫用的買収」といいます。）を防止するための対抗策を講じることを目的としております。

また、併せて、株主の皆様に対し、買収行為が当社企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものかどうかを適正に判断するために必要となる情報と時間を十分に提供し、かつ、当社取締役会と行為者との交渉または買収行為に対する当社取締役会の意見・代替策を提供する機会を確保することにより、株主の皆様の判断機会を保証し、誤解・誤信に基づいた買収行為への応諾を防止するための対抗策を講じることをも、目的としております。

3. スキーム

本基本方針は、事前警告型プランで、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の主旨に沿った適正かつ有効なスキームとなっているとともに、当社が対抗策の発動として無償で割当てる新株予約権の内容について、当該新株予約権を当社の株式等[3]と引換えに当社が取得できる旨の取得条項を付すことができるとされているに過ぎないなど、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に配慮した内容となっております。

(1) 概要

当社取締役会は、行為者に事前に遵守を求めるルール（以下「事前遵守ルール」といいます。）と、株主の皆様の判断機会を保証し、株主の皆様の誤信・誤解及び濫用的買収を防止するために対抗策の発動対象となるか否かの基準（以下「評価基準」といいます。）を予め公表します。

そして、特別委員会が、本基本方針の手続を主体的に運用し、当社株式の買付けに関する評価と対抗策の発動を当社取締役会に勧告するか否かの判断を行います。

特別委員会は、買収行為を評価した結果、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、対抗策の発動を勧告することができるものとします（ただし、その虞（おそれ）と対抗策の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限ります。）。かかる勧告がなされた場合に限り、当社取締役会は所定の手続に基づき対抗策の発動を決定することができるものとします。

[3] 会社法第 107 条第 2 項第 2 号ホに規定する株式等をいいます。

当社取締役会が定める事前遵守ルールと評価基準の概要は次の通りです。

【事前遵守ルール】

① 行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、(ⅰ)当社が発行者である株券等[4]について、行為者及び行為者グループ[5]の株券等保有割合[6]が２０％以上となる買付けその他の取得をする前に、または(ⅱ)当社が発行する株券等[7]について、公開買付け[8]に係る株券等の株券等所有割合[9]及び行為者の特別関係者[10]の株券等所有割合の合計が２０％以上となる公開買付けを行う前に、必ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。

② 買収行為に対する特別委員会の意見形成のため、行為者は、特別委員会が当社取締役会を通じて求める以下の情報を提供すること。

・行為者及び行為者グループの概要
・買収提案の目的・買収価格の算定根拠、買付資金の裏付、資金提供者の名称及び概要
・行為者が意図する経営方針及び事業計画
・行為者の経営方針及び事業計画が当社株主の皆様に与える影響とその内容
・行為者の経営方針及び事業計画が株主の皆様以外の当社ステークホルダーに与える影響とその内容
・その他、特別委員会が評価にあたり必要とする情報

（なお、特別委員会は、行為者が提供した情報では買収行為に対する特別委員会の意見形成をするために不十分であると判断する場合には、当社取締役会を通じて、追加の情報提供を求めることがあります。また、当社は、特別委員会が行為者に求めた情報のすべてを受領した場合には、行為者に対して、その旨を通知（以下「情報受領通知」といいます。）します。）

③ 特別委員会が買収行為を評価する評価期間が満了し、その旨の情報開示をするまでは、行為者は従前の当社株式保有数を増加させないこと。

特別委員会の評価期間（行為者が情報受領通知を受領した日から起算）

買収の対価が現金（円貨）の場合	最大で６０日以内
その他の場合	原則として９０日以内

（ただし、必要に応じ、延長することがあります。かかる場合には、適宜その旨、延長後の期間及び延長を必要とする理由その他特別委員会が適切と認める事項について情報開示します。また、延長した場合の延長後の期間を含め行為者による買収行為を評価する期間が満了した場合には、速やかに、その旨の情報開示をします。

---

[4] 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。
[5] 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者をいいます。
[6] 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。
[7] 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。
[8] 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けをいいます。
[9] 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。
[10] 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。

【評価基準】

① 行為者が事前遵守ルールのすべてを遵守しているとき

② 以下の濫用的買収の類型のいずれかに該当する行為またはそれに類する行為等により、株主共同の利益に反する明確な侵害をもたらす虞のあるものではないとき

(a) 強圧的買収類型
いわゆるグリーンメーラー・焦土化・解体型買収・強圧的二段階買収　等

(b) 機会損失的買収類型

(c) 企業価値を毀損する他、不適切な買収類型

(d) その他、上記各類型に準じる買収類型

（詳細は【別紙１】本基本方針のガイドラインをご参照ください。また、【別紙６】本基本方針のフロー図も、併せてご参照ください。）

(2) 発動

当社取締役会が対抗策を発動する場合は、当社経営陣からは独立した社外監査役、外部有識者などから選任された委員で構成される特別委員会が中立かつ公平に発動の適正性を審議・勧告し、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ発動についての最終的な決定をします（特別委員会の概要につきましては、【別紙３】特別委員会設置要領をご参照ください。また、特別委員の略歴を【別紙４】特別委員会の構成員である社外監査役等の略歴にて開示しておりますので、併せて、ご参照ください。）。

特別委員会は、対抗策の発動または不発動を勧告した場合、当該勧告の概要その他特別委員会が適切と認める事項について、勧告後速やかに、情報開示を行うものとし、また、当社取締役会は、対抗策の発動または不発動を決定した場合には、速やかにその旨の情報開示をすることとします。

なお、当社取締役会は、対抗策の発動決定後であっても対抗策の発動が不要になったと判断される場合は効力発生日前に限り対抗策の発動を撤回することがあります。かかる場合、取締役会は、対抗策の発動を撤回した旨その他取締役会が適切と認める事項について、撤回後速やかに、情報開示を行います。

(3) 廃止

本基本方針は、導入後、毎年の定時株主総会の終結の時までを有効期間とし、定時株主総会において株主の皆様に本基本方針の継続、見直し、廃止について諮ることとしています。また、有効期間内であっても、臨時株主総会等において株主の皆様の過半数が本基本方針の見直しもしくは廃止に賛成した場合、または取締役会において過半数の取締役が本基本方針の見直しもしくは廃止に賛成した場合には、本基本方針を随時、見直しまたは廃止できることとします。かかる場合、取締役会は、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な情報開示を行います。

(4) 本基本方針の合理性を高めるための工夫

当社取締役会は、行為者から十分な情報、時間、交渉機会が提供され、あわせて買収行為が濫用的買収に明らかに該当しないと特別委員会が判断する限り、対抗策を発動することはありません。その意味において、当社取締役会は、行為者に対して、企業価値向上に資するか否かについて特別委員会が判断するに足る十分な情報の開示と、十分な考慮のための時間、

説明や交渉機会の確保を求めます。

当社取締役会は、買収行為が真に当社の企業価値向上に資するようなものであれば行為者が事前遵守ルールを遵守し、特別委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報提供、説明などが可能であり、また、このような買収行為に対して当社取締役会が企業価値のさらなる向上のために現に経営を担う側としての代替案を提示することにより、情報開示が促進され、株主の皆様により適正な判断材料を提供することが可能になるものと判断します。

他方、買収行為が当社の企業価値向上に資する提案のように表面上装われた実質的な濫用的買収であれば、特別委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報や説明が行為者から提供される可能性は極めて低く、当社株主共同の利益向上を図るために必要がある場合には、対抗策を発動することができるものとしておく必要があるものと判断します。

このような措置を講ずることで行為者の真意が明らかとなり、同時に行為者、当社取締役会双方からの情報開示が促進され、株主の皆様により適正な判断材料を提供することが可能になるだけでなく、巧妙な手段を弄する濫用的買収を適切に防止し、確実に株主共同の利益の向上が実現できるものと判断します。

なお、本基本方針の手続の運営及び対抗策の発動に関する審議において、特別委員会の委員は、必要に応じて弁護士、公認会計士、金融機関など第三者専門家の助言を受けることができるほか、特別委員会の招集権は当社代表取締役のほかに各委員も有するとすることで同委員会の招集を確実なものとするなど、本基本方針の手続の適正性を確保するように配慮しております。

さらに、当社取締役会による対抗策の発動決定の前にすでに行為者が議決権の過半数を、公開買付開始公告その他の適切な方法により買付けを公表したうえで獲得した場合のように、当社株主の皆様の意思が明白な場合は対抗策を発動しないなど、本基本方針の合理性を高めるための工夫を講じています。また、本基本方針は毎年の定時株主総会の終結の時までを有効期限とし、当該定時株主総会において株主の皆様の承認を得ることを本基本方針の継続の条件としていますので、株主の皆様は本基本方針の適正性につき判断することができるほか、株主の皆様の総体的意思または取締役会の意思により、いつでも本基本方針の見直し、廃止ができるような工夫がなされています。

また、当社は取締役の解任要件を加重しておりません。

4. 行為者出現時の手続

行為者が買収行為を行う旨を書面で当社に通知したとき、当社は速やかにその旨の情報開示をするとともに、行為者に対して、まず事前遵守ルールの遵守を求めます。その上で、当社取締役会は、特別委員会の審議・勧告をふまえて、対抗策の発動を決定することができます。

すなわち、行為者が現れた場合、特別委員会は、行為者による買収行為について、事前遵守ルールを守っているかを含む評価基準のすべてを満たすか否かを評価します。その上で、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、特別委員会は、対抗策の発動を勧告することができるものとします（ただし、その虞と対抗策の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限ります。）。当社取締役会は、かかる特別委員会の審議・勧告がな

された場合に限り、所定の手続に基づき対抗策の発動を決定することができます。

当社取締役会が対抗策の発動または不発動を決定した場合には、速やかに、法令または証券取引所規則に従って、その旨の情報開示をすることとします。

当社取締役会において対抗策の発動が決定された場合、当社取締役会は、当社取締役会が定める基準日現在の株主の皆様に対して、当社普通株式１株につき１個の新株予約権無償割当ての決議を行います。各新株予約権の目的である株式の数は、原則として１株としますが、新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において決定します（この他、新株予約権の詳細につきましては、【別紙２】新株予約権の概要をご参照ください。）。

また、対抗策の発動後の行為者の対応によっては、当社取締役会は、再度、上記３.(1)【事前遵守ルール】②及び③並びに(2)に定める特別委員会による情報提供の要求、評価及び勧告を経た上、当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から、その時点で採り得る必要かつ適正な対抗策を講じます。

なお、当社取締役会は対抗策の発動の決定後であっても行為者との十分な議論が尽くされる等、対抗策の発動が不必要と判断するに至った場合は、新株予約権無償割当ての効力発生日以前であればいつでも対抗策の発動を撤回し、新株予約権無償割当てを中止します。かかる撤回または中止を決定した場合には、速やかに、法令または証券取引所規則に従って、その旨の情報開示をすることとします。

また、特別委員会も、同様の状況になった場合に、当社取締役会に対抗策の発動の撤回または中止を勧告することができます。

5. 株主・投資者の皆様に与える影響

当社が導入した本基本方針は、導入時点においては、新株予約権の発行が行われませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

これに対し、対抗策の発動時においては、対抗策の発動に伴い発行する新株予約権が発行決定時に別途設定する基準日における株主の皆様に対して割当てられることになります。行為者以外の株主の皆様は予約権を行使（新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において行使金額その他の条件を決定しますが､原則として新株予約権１個につき行使金額１円を想定しております。なお、当社が新株予約権を当社の株式等[11]と引換えに取得することができると定められた場合において、当社が当該取得の手続を採り、新株予約権の取得の対価として取得の対象として決定された新株予約権を保有する株主に当社株式等を交付する場合には、当該株主は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株式等を受領することになります。）し、当社新株を取得できます。また、対抗策を発動する場合には、適時かつ適切に情報開示を行う等しますので、行為者を含む当社株主や投資家の皆様及びその他の関係者に不測の損害を与える要素はないものと考えます。

なお、当社は、新株予約権無償割当てを決議した後であっても、行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（または当社取締役会が買収提案を妥当なものと判断した場合）または、行為者が買収行為等を撤回した場合には、本基本方針ガイドラインの

[11] 会社法第 107 条第 2 項第 2 号ホに規定する株式等をいいます。

定めるところに従い、新株予約権無償割当ての効力発生日以前であればいつでも対抗策の発動を撤回し、新株予約権無償割当てを中止し、また、新株予約権無償割当ての効力発生日以降においては当社取締役会が定める日に新株予約権の全部を一斉に無償で当社が取得することがあります。これらの場合には、１株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、１株あたりの株式の価値の希釈化が生じ得ることを前提にして売付等を行った株主または投資家の皆様は、期待どおりの株価の変動が生じないことにより不測の損害を被る可能性があります。

6. 本基本方針の詳細

本基本方針の詳細については添付別紙に詳細にお知らせしておりますので、そちらをご参照ください。

【別紙１】当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針ガイドライン
【別紙２】新株予約権の概要
【別紙３】特別委員会設置要領
【別紙４】特別委員会の構成員である社外監査役等の略歴
【別紙５】当社の大株主の状況
【別紙６】本基本方針のフロー図

以上

【別紙１】

当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針ガイドライン

このガイドラインは、当社を買収しようとする者または大量の当社株式を取得しようとする者（以下、総称して「行為者」という。）に適正に対応するための当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針（以下「本基本方針」という。）の内容、手続及び運用指針を定めたものである。

1. 対抗策発動の条件

特別委員会は、買収行為を評価した結果、次のいずれの条件をも満たすと判断する場合を除き、対抗策の発動を勧告することができるものとする（ただし、その虞と対抗策発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限る。）。かかる勧告がなされた場合に限り、当社取締役会は対抗策を発動することができるものとする。

(1) 行為者が事前遵守ルールのすべてを遵守しているとき

(2) 濫用的買収の類型のいずれかに該当する行為またはそれに類する行為等により、株主共同の利益に反する明確な侵害をもたらす虞のあるものではないとき

2. 事前遵守ルール

(1) 行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、(ⅰ)当社が発行者である株券等[12]について、行為者及び行為者グループ[13]の株券等保有割合[14]が２０％以上となる買付けその他の取得をする前に、または(ⅱ)当社が発行する株券等[15]について、公開買付け[16]に係る株券等の株券等所有割合[17]及び行為者の特別関係者[18]の株券等所有割合の合計が２０％以上となる公開買付けを行う前に、必ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。

(2) 買収行為に対する特別委員会の意見形成のため、行為者は、特別委員会が当社取締役会を通じて求める情報を提供すること。

【特別委員会が求める情報】

・行為者及び行為者グループの概要
・買収提案の目的・買収価格の算定根拠、買付資金の裏付、資金提供者の名称及び概要
・行為者が意図する経営方針及び事業計画
・行為者の経営方針及び事業計画が当社株主に与える影響とその内容
・行為者の経営方針及び事業計画が株主以外の当社ステークホルダーに与える影響とその内容
・その他、特別委員会が評価にあたり必要とする情報

(3) 特別委員会が行為者による買収行為を評価する期間が満了し、その旨の情報開示をするまで

---

12 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。
13 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者をいいます。
14 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。
15 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。
16 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けをいいます。
17 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。
18 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。

は、従前の当社株式保有数を増加させないこと。

3. 濫用的買収

上記 1.(2)の濫用的買収とは、行為者による買収行為が、以下の類型のいずれかに該当する行為またはそれに類する行為等である場合をいう。

(1) 強圧的買収類型

① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラー）ないし当社株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にあるような場合

② 当社の会社経営を支配した後に、当社の事業経営上必要な有形・無形の資産、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を第三者に売却したり、当該行為者またはそのグループ会社等に移譲させるなど当社の犠牲の下に行為者の利益を実現する経営を行うような場合

③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該行為者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社株式の取得を行っている場合

④ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする点にある場合

⑤ 強圧的二段階買収（※）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある行為

（※）強圧的二段階買収　：　最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと

(2) 機会損失的買収類型

現経営陣に買収提案に対する代替案を提示する機会を失わせる場合、現経営陣が適正な代替案を検討、提示するために必要かつ十分な情報等の提供を拒否する場合

(3) 企業価値を毀損する他、不適切な買収類型

① 買収条件（価格、内容、時期、方法、違法性の有無、買収提案の実現性等を含むがこれらに限られない。）が当社の企業価値に照らして不十分、不適切な場合

② 行為者の経営支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値の重大な毀損が予想されたり、当社の企業価値の向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合、または行為者の経営支配権取得の場合の企業価値が中長期的な将来の企業価値の比較において、行為者が経営支配権を取得しない場合の企業価値と比べて明らかに劣後すると判断される場合

③ 公序良俗の観点から問題があると思われる行為者、資金提供者による買収である場合

(4) その他、上記各類型に準じる買収類型

行為者の行為が当社の有形、無形の企業価値を毀損し、結果として行為者以外の株主の共同利益を損なうと明白に判断される場合、及び社会通念上、不適切な行為者による場合

4. 買収行為評価期間等

当社の買収行為評価に関連する期間は次の通りとする。

① 特別委員会が当社取締役会を通じて行為者から情報提供を求める場合

最初の情報提供要求　　買収提案から１０営業日以内

追加の情報提供要求　　直近の情報要求から１０営業日以内

② 行為者の情報提供期限

最初の情報提供要求　　当社の要求から３営業日以内

追加の情報提供要求　　要求する情報に応じ特別委員会が定める適切な日数

行為者が上記期間以内に情報提供に応じない場合は、当社は行為者に情報提供の意思がなく当社の事前遵守ルールを遵守する意思がないものとみなす。ただし、明確に情報提供の意思があり、事前に回答期間の延長について要求がある場合は、必要に応じ回答期間の延長を行う場合がある。

なお、当社は、特別委員会が行為者に求めた情報のすべてを受領した場合には、行為者に対して、その旨を通知（以下「情報受領通知」という。）する。

③ 行為者による買収行為を評価する期間

行為者が情報受領通知を受領した日から起算して

買収の対価が現金（円貨）の場合　　最大で６０日以内

その他の場合　　原則として９０日以内

（なお、必要に応じ延長する場合には適宜その旨、延長後の期間及び延長を必要とする理由を情報開示する。また、延長した場合の延長後の期間を含め行為者による買収行為を評価する期間が満了した場合には、速やかに、その旨の情報開示をする）

5. 情報開示、代案提示

行為者が買収行為を行う旨を書面で当社に通知した場合、当社が行為者に対し情報受領通知を行なった場合、特別委員会が対抗策の発動または不発動を勧告した場合、当社取締役会が対抗策の発動または不発動を決議した場合、対抗策発動を撤回または中止する場合、買収行為を評価する期間を延長する場合、及びその他法令または証券取引所規則に従う場合、当社は、適時かつ適切にこれらの事由を情報開示する。

また、必要に応じて、当社は、行為者から提供された情報の一部または全部を情報開示し、提出情報内容に関連した条件交渉、株主に対する当社の意見、代替案を提示する。

6. 対抗策の内容

新株予約権無償割当てとする。

新株予約権の内容等については、新株予約権の概要【別紙２】によるものとする。

7. 企業価値毀損を防止するための措置

当社取締役会は対抗策の発動後の行為者の対応によっては、再度、上記 2.(2)、4.③及び 8.(1)②に定める特別委員会による情報提供の要求、評価及び勧告を経た上、当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から、必要かつ適正な対抗策を講じる。

8. 対抗策の発動

(1) 発動の決定

対抗策発動の際には次の手続を経るものとする。

①当社取締役会が特別委員会に対抗策発動の適否を諮問する。

②特別委員会が買収行為を審議し、当社取締役会に対抗策発動または不発動を勧告する。

③当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ最終的に発動を決定する。

(2) 発動の撤回または中止

当社取締役会は対抗策発動を決定した場合でも新株予約権無償割当ての効力発生日までの間に行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（または当社取締役会が買収提案を妥当なものと判断した場合)、または行為者が買収行為等を撤回した場合には対抗策発動の撤回または中止をすることができる。

また、特別委員会は同様の状況になった場合に当社取締役会に対抗策発動の撤回または中止を勧告することができる。この場合、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重の上最終的に発動の撤回または中止を決定する。

9. 対抗策発動の回避

以下の条件を満たした場合は、当社取締役会は対抗策を発動しない。

① 行為者が公開買付けを公告しまたはその他適切な方法により買付けを公表した上で、当社が意見表明、代案提示、対抗策の発動などの対抗措置を講じるまでにすでに多数の株主が行為者に株式売却を行い、行為者が当社株式の議決権の過半数を保有したことが明らかな場合。

（明白な株主意思の尊重）

② 行為者と当社との交渉・議論が十分尽くされ、当社取締役会が、行為者による買収が濫用的買収に該当しないと判断した場合。

10. 本基本方針の有効期間

本基本方針の有効期間は、導入後毎年の定時株主総会の終結の時までとし、定時株主総会において株主に本基本方針の継続、見直し、廃止を諮る。

11. 本基本方針の見直し、廃止

次の条件を満たした場合は有効期間内であっても本基本方針は見直しまたは廃止される。

① 臨時株主総会において出席株主の過半数が見直しまたは廃止に賛成したとき。

② 当社取締役会において出席取締役の過半数が見直しまたは廃止に賛成したとき。

③ 今後の法改正、上場規則改正他、いわゆる敵対的買収防衛策の取扱いに関する諸事情に変化、変更が生じ、当社取締役会が本基本方針の見直しまたは廃止が必要と判断したとき。

12. 特別委員会

特別委員会の構成等については、特別委員会設置要領【別紙３】によるものとする。

【別紙２】

新株予約権の概要

本基本方針ガイドライン第６項の新株予約権の概要は次の通りとする。

1. 発行の目的

当社は当社に対する不適切な買収行為等によって当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損することを防止し、当社に対する買収等の提案及び買収行為等に対して、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上するための合理的な手段として用いることを目的として、新株予約権を発行する。

2. 割当て方法

対抗策の発動としての新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される基準日（以下「基準日」という。）の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新株予約権を割当てる。

3. 発行する新株予約権の総数

発行する新株予約権の総数は、原則として基準日の最終の発行済株式総数（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）とし、新株予約権無償割当てを決議する当社取締役会において決定する。ただし、第４項（２）に定める株式数の調整を行った場合には、同様の調整を行う。

4. 新株予約権の目的である株式の数

(1) 目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、原則として１株とし、新株予約権無償割当てを決議する当社取締役会において決定する。

(2) 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合は、対象株式数を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

5. 新株予約権の払込金額

無償とする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される金額の総額

第７項に定める行使金額に第３項に定める発行する新株予約権の総数を乗じた額を上限とする。

7. 各新株予約権の行使に際して出資される金額

１円に対象株式数を乗じた額とする。

8. 新株予約権の行使によって新株を発行する場合における増加する資本金

会社計算規則第 17 条第１項の規定により算出される資本金等増加限度額の２分の１（１円未満は切り上げ）の額を資本に組入れるものとする。

9. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される効力発生日の翌日から１か月以内とする。ただし、当社取締役会が必要と認める場合には、最長で２か月間まで延長できる。なお、行使期間の最終日が銀行休業日にあたるときはその前銀行営業日を最終日とする。

10. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者が複数の新株予約権を保有する場合、新株予約権者はその保有する新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、その保有する新株予約権の整数個の単位でのみ行使することができる。

(2) 新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた新株予約権のみを行使できる。ただし、当該新株予約権の割当てを受けた者以外の者でも、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、買付者による当社に対する買付提案または当社株式の大量買付行為がなされ、本基本方針に従い、当社取締役会が新株予約権発行決議を行った場合、以下の者は、その保有する新株予約権を行使できないものとする。

① 買付者

② 買付者の共同保有者

③ 買付者の特別関係者

④ 買付者の当社株式の議決権共同行使可能者

⑤ 上記①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を受けることなく譲受もしくは承継した者（当初の新株予約権者から法令に従い第１５項に定める当社取締役会の承認を要することなく承継された場合を含む。）

(4) 次の①ないし⑫に掲げる用語の意義は、別段の定めのない限り、当該①ないし⑫に定めるところによる。

① 「本基本方針」とは、当社の平成 24 年５月 15 日の当社取締役会決議において決定された当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針をいう。

② 「買付者」とは、買付提案を行う者もしくは大量買付行為を行うまたは行おうとする者をいう。

③ 「買付提案」とは、(ⅰ)当社が発行者である株券等について、買付者等の株券等保有割合の合計が２０％以上となる買付けその他の取得、または(ⅱ)当社が発行する株券等について、買付者等の公開買付けに係る株券等の株券等所有割合の合計が２０％以上となる公開買付けに関する提案をいう。

④ 「買付者等」とは、買付者、買付者の共同保有者、特別関係者及び当社株式の議決権共同行使可能者をいう。

⑤ 「大量買付行為」とは、(ⅰ)当社が発行者である株券等について、買付者等の株券等保有割合の合計が２０％以上となる買付けその他の取得、または(ⅱ)当社が発行する株券

等について、買付者等の公開買付けに係る株券等の株券等所有割合の合計が２０％以上となる公開買付けをいう。

⑥ 「共同保有者」とは、金融商品取引法（昭和 23 年４月 13 日法律第 25 号。その後の改正を含む。以下同じ。）第 27 条の 23 第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。

⑦ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第 27 条の２第７項に規定する特別関係者をいう。

⑧ 「当社が発行者である株券等」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第１項に規定する株券等をいう。

⑨ 「当社が発行する株券等」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第１項に規定する株券等をいう。

⑩ 「保有」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第４項に規定する保有をいう。

⑪ 「保有者」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者とみなされる者を含む。

⑫ 「株式等」とは、会社法第 107 条第 2 項第 2 号ホに規定する株式等をいう。

11. 取得条項

(1) 当社取締役会は、新株予約権無償割当て決議の際、新株予約権について、新株予約権無償割当てを決議した後であっても、行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（または当社取締役会が買収提案を妥当なものと判断した場合）または行為者が買収行為等を撤回した場合には、本基本方針ガイドラインの定めるところに従い、新株予約権無償割当ての効力発生日以降において当社取締役会が定める日に新株予約権の全部を一斉に無償で当社が取得することができる取得条項を付すものとする。

(2) 当社取締役会は、新株予約権無償割当て決議の際、新株予約権について、新株予約権無償割当ての効力発生日以降において当社取締役会が定める日に、当該日において行使が可能となっている新株予約権を当社の株式等と引換えに当社が取得することのできる取得条項を付すことができる。

(3) 前二項に従い新株予約権を取得する場合、当社は、会社法第 273 条または第 274 条の規定に従い、新株予約権者及びその登録新株予約権質権者に対し、通知または公告するものとする。

12. 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される日

13. 新株予約権の行使請求受付場所

新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される行使請求受付場所

14. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき払込取扱金融機関

新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される払込取扱金融機関

15. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

16. 新株予約権証券の発行に関する事項

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があった場合に限り発行する。

【別紙３】

特別委員会設置要領

1. 設置

特別委員会は当社取締役会により設置される。

2. 構成

(1) 特別委員会は３名以上の委員により構成される。

(2) 当社取締役会は当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外監査役、外部有識者などから委員を選任する。

(3) 当社取締役会が委員として選任する者は下記の事項のすべてを満たす者でなければならない。

①現在または過去において当社及び当社の子会社または関連会社（以下、総称して「当社グループ」という）の取締役または監査役等になったことがない者（社外取締役及び社外監査役を除く）

②現在または過去における当社グループの取締役または監査役の一定範囲の親族でない者

③当社グループと現に取引のある金融機関において現在または過去に取締役または監査役等になったことがない者

④当社グループとの間で一定程度以上の取引がある取引先において現に取締役または監査役等でない者

⑤その他、当社グループとの間で上記に準ずる特別な利害関係のない者

⑥企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（弁護士、公認会計士等の専門家、学識経験者、企業経営経験者及びこれらに相当する有識者）

3. 委員の選解任等

特別委員会の委員の選解任は当社取締役会の過半数の決議によりこれを行う。なお、社外取締役及び社外監査役ではない者を委員として選任する場合には、当該委員との間では、特別委員会における職務の遂行に関し当社に対し善良なる管理者の注意義務を負う旨を含む委任契約を締結する。

4. 特別委員会の招集

当社代表取締役及び各委員は、いつでも特別委員会を招集することができる。

5. 特別委員会の役割

特別委員会は、当社取締役会が当社に対する買収行為に対して対抗策を発動することの是非を、中立かつ公正の観点から審議し当社取締役会に勧告する。

その他、特別委員会は、当社への買収行為に対する当社取締役会の対応に関して、適正と判断される助言、勧告を行うことができる。

当社取締役会は特別委員会の助言または勧告を最大限尊重するものとする。

6. 特別委員会の決議

特別委員会の決議は原則として委員全員が出席した委員会における過半数の委員の賛成によるものとする。

ただし、病気その他やむをえない事由により委員全員が出席できない場合は、出席した委員の過半数の賛成によるものとする。

7. 特別委員会に対する助言

特別委員会はその役割を遂行するため必要と判断する場合は、弁護士、公認会計士、証券会社、投資銀行その他の外部の専門家に対して必要な専門的助言を求めることができる。その場合の費用は当社が負担する。

【別紙４】

特別委員会の構成員である社外監査役等の略歴

藤井　　篤（昭和 25 年４月５日生）

昭和 54 年４月	弁護士登録
昭和 54 年４月	代々木総合法律事務所入所
平成 12 年４月	ウェール法律事務所設立
平成 12 年６月	当社非常勤監査役（現任）
平成 17 年９月	東京フロンティア基金法律事務所入所（現任）

上野　　誠（昭和 20 年１月 20 日生）

昭和 43 年４月	シチズン時計㈱入社
平成 11 年９月	シチズン時計㈱環境管理室課長
平成 17 年１月	同社退職
平成 19 年６月	当社非常勤監査役（現任）

筒井　元一（昭和 14 年１月３日生）

昭和 36 年４月	シチズン時計㈱入社
平成　２年７月	シチズン商事㈱取締役海外営業本部副本部長
平成　４年７月	シチズン時計㈱取締役プリンタ事業部長
平成 10 年７月	同社常務取締役事業開発部長
平成 13 年７月	シチズンＣＢＭ㈱社長
平成 16 年７月	同社取締役相談役
平成 17 年７月	同社顧問
平成 18 年７月	同社顧問退任

【別紙５】

当社の大株主の状況

平成 24 年 3 月 31 日現在

株 主 名	当社への出資状況	
	持　株　数	出資比率（%）
株式会社アルメディオ	455,312	8.71
アルメディオ社員持株会	295,542	5.66
髙橋　正	260,400	4.98
株式会社りそな銀行	137,000	2.62
株式会社タカハシ	129,000	2.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	118,800	2.27
多摩信用金庫	107,000	2.05
飯沼　芳夫	91,500	1.75
たましんリース株式会社	88,000	1.68
鈴木　康友	81,200	1.55

【別紙６】

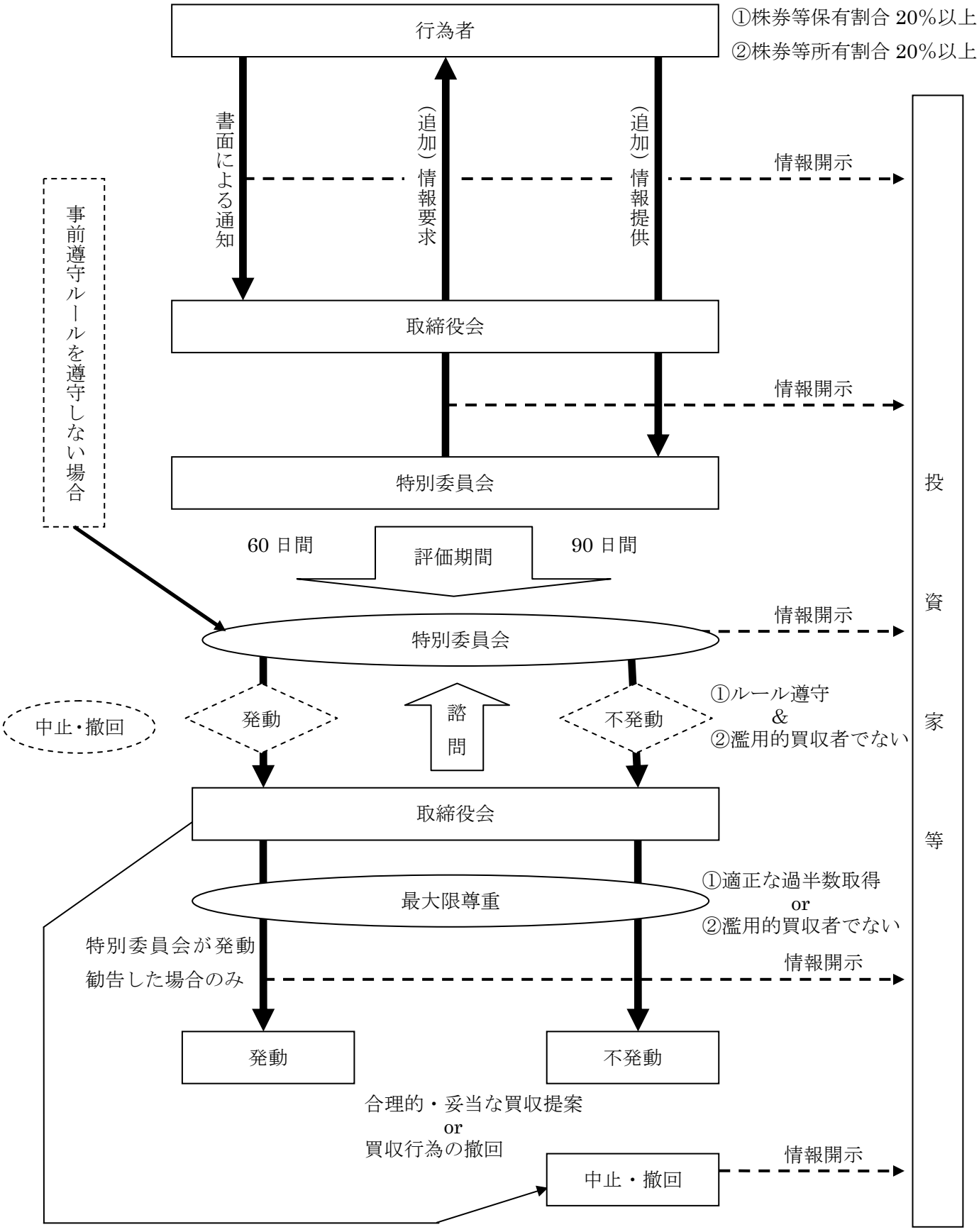
行為者
①株券等保有割合 20%以上
②株券等所有割合 20%以上
書面による通知
（追加）情報要求
（追加）情報提供
情報開示
事前遵守ルールを遵守しない場合
取締役会
情報開示
特別委員会
60 日間
評価期間
90 日間
情報開示
特別委員会
中止・撤回
発動
諮問
不発動
①ルール遵守
&
②濫用的買収者でない
取締役会
①適正な過半数取得
or
②濫用的買収者でない
最大限尊重
特別委員会が発動
勧告した場合のみ
情報開示
発動
不発動
合理的・妥当な買収提案
or
買収行為の撤回
情報開示
中止・撤回
投資家等